

平成30年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成30年6月18日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	丸 山 文 靖 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	森 川 明 君
7 番	本 郷 幸 治 君
8 番	吉 岡 文 子 君
9 番	山 崎 一 広 君
10番	桜 井 龍 雄 君
11番	谷 村 知 重 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平 泉 宮 子 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君

消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教育委員会教育長	星 野 恒 徳 君
教育委員会教育部長	森 川 治 君

選挙管理委員会委員長	高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長	（村 上 孝 徳 君）

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	佐々木 武 君

監 査 委 員	後 藤 樹 人 君
---------	-----------

◎欠席説明員

監査事務局長	永 森 峰 生 君
--------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	門 田 昌 之 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3 番 松山教宗議員、

4 番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成30年第2回定例会におきまして、大綱4点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目ですが、地域医療の充実について伺います。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、国は特に在宅医療を推進していく方針ですが、医療資源にも限りがあり、必要な医療サービスをタイムリーに患者に提供するためには、チーム医療の推進が必要です。

特に看護師に関しては、医師と共に医療の中核をなす存在であり、現在、国は2025年に向けて、特定の医療行為については、医師がいなくても看護師ができるようにと「看護師の特定行為の研修」を推進しているところがあります。

また、都会志向や高齢化により、地域で活躍する医療スタッフが不足しており、厚労省が昨年実施した首長アンケートでは、5万人未満の市の61%が「医療スタッフの不足を感じている」と回答がありました。

本市の市政執行方針においても「地域医療について職員の資質向上に努めるほか、在宅医療の支援体制など医療機能の強化に取り組む」とあります。

そこで2点伺います。

1点目は、看護師のスキルアップのための研修と、それに対する診療報酬への加算など、その状況についてはどのようなになっているのか。

2点目ですが、市立美唄病院における訪問看護の体制など、その状況についてはどのよ

うになっているのか市長に伺います。

大綱2点目は、保健行政として、健康施策について伺います。

自立して生活ができる「健康寿命」は、世界最高水準に達している「平均寿命」に比べ、男性で9年、女性で12年の差があり、「不健康期間」が長く続けば医療費・介護費が拡大し、自治体財政を圧迫することとなります。

そのため、現在、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」の第2期が取り組まれており、本市も市民の健康の保持推進として、各種健診への受診を勧め、病気予防に取り組んでいるところだと思います。

私は特に、仕事、家事、子育てで多忙な働く世代の市民の健康、女性の健康についての取り組みについて注目していますが、特定健診受診率については、平成29年度の美唄市国民健康保険データヘルス計画を見ますと、各年齢階層において増加傾向にあるものの、70歳代で32.1%、60歳代が29.4%、50歳代が22.1%、40歳代が16.8%と、年齢が若いほど実施率が低い現状となっております。

そこで1点目ですが、働きざかりの年代の健診受診率について、どのようにお考えなのか。

2点目として、健康寿命延伸のための本市の本年度における健康施策の取り組みや改善内容について、市長にお伺いいたします。

大綱3点目は、商工業行政について、中心市街地の活性化について伺います。

高齢者が多くなったまちにとって、さまざまな都市機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」が必要となってきます。

中心市街地は、公共交通や都市機能・インフラなどのストックがあり、効果的・効率的に都市機能を集積する拠点として重要な候補地といえます。

本市の中心市街地はシャッター街も多くなり、生活拠点として中心市街地を再生しつつコンパクトなまちづくりを目指すべきであると考えます。

そこで1点目として、「改正中心市街地活性化法」の意義と役割については、どのように捉えておられるのか。

2点目として、本市のコンパクトシティの計画に関わる部分での中心市街地活性化法にそった、中心市街地活性化計画や協議会の設置などをどのように考えているのか、市長に伺います。

大綱4点目は、教育行政執行方針について、文化財や芸術作品の保護について伺います。

本市には、多くの文化財のほか、安田侃氏の彫刻作品をはじめとする芸術作品があります。

文化財や芸術作品は、本市の歴史や文化を知ることができ、郷土愛や豊かな心を育むためには、その保存と活用は必要であり、また観光として多くの人が集まる場でもあります。

教育行政執行方針では「文化財の保護と活用に努める」「市民の皆さんの創作活動や芸術文化に触れる機会の充実に努める」とあります。

そこで1点目ですが、文化財保護にあたる職員の体制については十分なのか。また、保護にあたってどのような課題があるのか。

2点目は、文化財について調査研究している市民団体との連携はどのようなになっている

のか。

3点目は、本年度は、文化財における建築物の保全点検の実施を行うとありますが、その実施状況についてはどのようなになっているのか。

4点目は、市教委で所管する安田侃氏以外の美術作品の活用現状はどのようなになっているのか教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域医療について、地域医療の充実についてであります。看護師のスキルアップにつきましては、全看護職員を対象に、基礎習得をはじめ、医療の安全、感染対策、接遇など、テーマを設けた研修会を毎月開催しているほか、札幌医科大学から毎年講師を招いた研修を行うなど、看護職員のキャリア形成を図っており、看護師長につきましては、認定看護管理者研修を受講しているところであります。

なお、診療報酬の算定につきましては、専門研修の受講を要件とするものがあり、市立病院につきましても、看護師が所定の研修を受講した後、施設基準の届け出を行い、認知症ケア加算や在宅褥瘡管理料といった加算を取得しているところであります。

今後は、高齢者の増加に向けて、認知症の専門的知識を持つ認定看護師の養成につきましても検討するなど、より一層スキルアップを目指して、レベルの高い看護を提供してまいりたいと考えてございます。

次に、訪問看護の状況につきましては、平成29年度の訪問件数は293件で、30年度は

さらに増えており、訪問看護室の体制といたしましては、昨年 11 月に、南空知医療圏では唯一となる在宅療養支援病院の届け出を行い、24 時間連絡可能としたほか、本年 4 月からは看護師 3 名を専従として配置し、市民の皆さんが安心して在宅生活を送れるよう体制の強化に努めたところであります。

次に、保健行政について、保健施策についてであります。働き盛りの年代の健診受診率につきましては、特定健診は 40 歳から対象としており、生活習慣病の予防を重点に、症状が現れずに重症化したり、心疾患など重大な疾病を将来的にも予防していく健診として重要であると認識しているところでありますが、40 代、50 代の受診率は、全道的にみても低い状況にあるため、課題として受け止めているところであります。

このため、現在、これらの世代を含め、健診受診率の拡大につきましては、電話や郵便等で個別の方々への受診勧奨や再勧奨を行うほか、昨年度からは市内の重点地域を選定し、その区域内の対象未受診者宅をすべて訪問し、受診の勧奨と未受診理由の確認、健診の必要性についての説明などを実施しており、本年度も引き続き行うこととしているところであります。

次に、健康寿命延伸のための健康施策や改善内容についてであります。今年度におきましては、女性を対象とした子宮頸がん・乳がん検診につきましては、これまで偶数年、奇数年の生まれ年に限っていた対象者を、受診する間隔が長期とならないよう、前年度未受診の方へ対象者を一本化し、さらに乳がん検診のオプション項目として、超音波検査を追

加することとしたところであります。

また、乳幼児健診の際には、管理栄養士による個別栄養相談を実施し、家庭や子どもの生活習慣病予防に備えることとしたほか、対象者の利便性を考慮し、健診や予防接種実施の時間を変更することにより、より多くの方々に対しまして利用機会の拡大を図っているところであります。

次に、商工業行政について、中心市街地活性化について、「改正中心市街地活性化法」の意義と役割についてであります。中心市街地活性化法は、平成 18 年 6 月に改正されましたが、その主な改正趣旨は、中心市街地における「都市機能の増進」及び「経済活力の向上」を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する基本計画の認定制度を創設し、さまざまな支援策を重点的に講じていくこととしたほか、従来の「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」に加え、「まちなか居住」や「都市福利施設の整備」等の支援措置を追加することにより、中心市街地における「都市機能の増進」や「経済活力の向上」を図る総合的な支援法に改められたと承知しているところであります。

次に、コンパクトシティ構想にかかわる中心市街地活性化基本計画と協議会の設置につきましては、中心市街地活性化法の改正趣旨でもあります。さまざまな機能がコンパクトに集積した、いわゆるコンパクトシティの構築を目指し、今般、美唄市コンパクトシティ構想を策定したところであり、その実現に向けて、速やかに立地適正化計画を策定するところでございます。

なお、法改正後の中心市街地活性化基本計

画につきましては、これまで計画策定に係る協議会設立準備会を発足し、協議を行ってきた経緯がありますが、ハード整備の検討などの課題もあり、計画の策定や協議会の設置は行っていないところであります。

そのため、中心市街地の活性化につきましては、商工会議所や商店街組織などと随時協議を行いながら、これまでソフト事業を中心に事業を展開してきたところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

文化財や芸術作品の保護について、初めに、文化財の保護業務にあたる職員体制についてであります。現在2名の事務職員が他業務との兼務の中で業務を行っているところですが、学芸員等、専門知識を有する職員が配置されていないことから、郷土史料館ボランティア、文化財保護委員のほか、郷土史の研究団体等の協力や助言を受けながら、より多くの方々に美唄の歴史や文化を知っていただくよう努めているところでございます。

また、文化財保護にあたっての課題等についてであります。旧桜井家住宅をはじめとする木造建築物や機関車の保全については、経年劣化による破損等を部分的に修復している状況であります。長期保全の観点からは建物の状況を把握した上で、計画的な保全策が必要であると考えているところでございます。

次に、市民団体との連携についてですが、市指定文化財の4110形式十輪連結タンク機関車2号と関連する旧東明駅舎については、周辺の草刈りや駅舎内の清掃に加え、小

修繕など、市民団体にご協力をいただいているところでございます。

また、郷土史料館は、登録いただいているボランティア11名のご協力により、館内清掃や自主学習会を年複数回実施しているところであり、今後とも文化財保護に協力していただける市民団体等と連携し、保全活動を進めてまいりたいと考えております。

また、本年新たに指定文化財となった友情人形（青い目の人形）は、郷土史研究会にも参加しているボランティアの相談から始まり、登録に至った経緯があるほか、去年は、屯田兵屋の屋根の一部を建築士会美唄支部の会員にボランティアで修理していただいたこともありますことから、今後ともご協力いただける団体等と連携し、文化財の保護に努めてまいりたいと考えております。

次に、建築物の保全点検についてでございますが、本年度は屯田兵屋、屯田兵火薬庫、旧桜井家住宅の木造建築物3棟について、目視による建物の傾き度合いや破損個所の点検調査を行うこととしております。

現在、市内建築業者と実施時期や詳細な点検内容について協議している段階であり、積雪前までに業務を終了し、年度内に報告内容をまとめる予定としております。

次に、市教委で所管する美術作品についてでございますが、教育委員会が所管している主な作品につきましては、本市にゆかりのある画家・北浦晃氏の絵画や版画が200点ほどあり、市庁舎に展示しているほか、毎年10月に開催します市民文化祭において、そのうちの数点を展示しているところでございます。

本年度は、北浦晃氏の没後5年の節目の年

であることから、郷土史料館において、作品展示を予定しているところでございます。

なお、多くの作品については、現在、南美唄小学校の空き教室を活用して、劣化しないよう空調管理のもと保管しているところでございます。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席より再質問いたします。

大綱1点目の地域医療についてですが、有意義な研修や訪問看護についても、対応可能な体制作りに努力されていることがわかりました。スキルアップとともに、研修を受けることで、診療報酬に加算ができるものもありますので、ぜひ可能な限り続けていただきたいと思います。

さらに、訪問看護については、医療と介護の連携は必須であり、来るべき2025年には、相互のスタッフが情報を共有しながら生活支援等にあたる場面も多くなると想定されます。ケアマネージャーやホームヘルパーなど、多職種にも研修の門戸を開いて、さらに連携を強化しておくべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、大綱2点目の健康施策についてですが、多くの改善点が見られ、市民の健康を守るための取り組みに熱意が感じられ、大変評価できるものだと思います。

ただ、40代においての健診受診率が低いことから、私は、中高年の健康施策として、特に40代後半からの更年期といわれる時期の女性に対する健康施策について、婦人科検診を広報紙やHPだけではなく、学校のPTAや職場を通じて周知し、中高年女性の心と体

の健康増進をはかるべきだと思います。そのためには、情報提供手段の多様化を図るべきだと思います。女性が明るく、元気に、健康で、笑顔が溢れ輝くことは、家庭を、職場を、そしてまちを元気にしてくれるものだと私は思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、大綱3点目ですが、中心市街地活性化の国のまちづくり支援措置として、道路、住宅、河川、医療、福祉、学校、中小企業や公共交通に至るまで、各省庁から多くの支援措置が用意されています。交付税や税収など歳入が少なくなっている本市にとって、また、コンパクトシティを進める上でも、この計画は産業振興の一部として、策定する方向で関係各課及び団体と協議し進めるべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、大綱4点目の文化財等についてですが、職員体制については答弁でわかりました。

対応の職員については、本市の文化財等についての知識はもちろん、市外から訪れた方へ市内の施設案内なども合わせてできたらと思います。

京都の保存協会では、文化財保護に特化したクラウドファンディングで、文化財等の修繕費を募る取り組みもあることから、本市も限られた予算があるものの、関連団体と連携して、保全や活用、資金の調達方法についてもアイデアを出し合うのも良いかと思います。

また、美唄で教鞭をとられていた画家の価値ある多くの作品も寄贈されていることから、これを地域資源として、市内外の方々に見ていただく機会を増やして行くことも必要かと思います。

そこでお聞きしますが、本年度においての点検結果を想定し、今後どのような保全や活用の在り方がふさわしいと考えているのか。

あわせて、北浦氏の絵画の活用について、今後どうするのか教育長にお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、多職種との研修についてですが、昨年、市立病院におきましては、市内の看護や介護に携わる方々にもご案内をして、摂食・嚥下研修会を開催し、多数の参加をいただいたところであります。

このような取り組みは、多職種間の情報共有や顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域全体のスキル向上も期待されますことから、本年度もこうした合同研修会を開催し、多職種間連携の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、女性の方々の健康増進についてですが、家庭や地域、社会で活躍している女性の健康増進は、地域を活性化するため大切であると考えているところであります。

市といたしましては、びばい未来交響プランの目指す姿である「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、女性をはじめとした、仕事や子育てで多忙な、働く世代の方々に対しまして、健康づくりの関心を高めることができますよう、美唄市PTA連合会などの団体へ周知や健康教育への働きかけをすすめるとともに、積極的な受診機会の確保のために、家庭や職場におかれましても、協力や支援が得られるような取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

次に、中心市街地活性化基本計画の策定についてであります。基本計画の策定につきましては、商業施設等の再編のみならず、都市福利施設や公共施設等の市街地への集積、街なか居住など、商業者や市民との合意形成のもと、ハード整備とソフト事業の両面からの施策や取り組みが必要となってまいります。

このため、現在、地方創生交付金を活用して、中心市街地元気創出事業やまちなか交流広場管理運営事業など、中心市街地の活性化につなげるためのソフト事業を展開しておりますが、今後におきましては、こうした事業に加えて、商工会議所が中心となって、新たに中心市街地における空き店舗の状況調査、商店街の顧客のニーズ調査、地域経済動向調査などを実施することとしており、商店街の活性化に向けましては、商店街自らが商店街活性化計画の作成を検討しているところであります。

このことから、市といたしましても、これらの取り組みとの連携を図るとともに、立地適正化計画や公共施設等総合管理計画なども踏まえ、中心市街地活性化基本計画の策定の必要性について、商工会議所や商店街組織などとも協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 川上議員の質問にお答えいたします。

木造建築物の保全・活用のあり方と、北浦氏の作品の活用についてでございますが、木造建築物につきましては、本年度中に木造建築物の調査結果が示される予定となっておりますが、いずれにしましても、木造建築物の

長期保全には、相当額の整備費用がかかることが想定されますことから、今後におきましては、美唄市総合計画との整合性を図りつつ、整備の優先度、緊急性や財源確保策と含めまして、今後の保全や整備のあり方を他市で行っているクラウドファンディングの手法も含めながら検討してまいりたいと考えてございます。

また、北浦氏の作品につきましては、より多くの方々に見ていただけるよう、その方法について調査研究してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員（登壇） 2018年第2回定例会にあたり、大綱4点について市長及び教育長に質問をいたします。

大綱のその1つは、環境行政についてです。

今月6月は、環境庁が啓発する環境月間となっています。地球温暖化をはじめとする多くの環境問題の解決を目指し、環境保全に関する国民の関心と理解を深めるための啓発活動が行われています。

我々を取り巻く環境は、予測がつかないスピードで発達しています。私が特にそれを感じるのは、ペットボトルについてです。文字どおり石油関連製品です。発売当初は、容量が限られていたはずですが、今やあらゆる容量のペットボトルが出回っています。その広がりにはまさに当初の予測以上のものがあります。

新聞報道によりますと、イギリスでは、飲料用ペットボトルにデポジット制度（預かり金制度）の導入の検討に入ったとあります。

飲んだ後に指定場所に持っていけば、購入時に上乗せされたお金が戻るという制度ですが、早ければ来年から施行するという事です。増え続けるプラスチックごみによる海洋汚染対策のためですが、EUやアメリカでも同じような動きが生まれているということです。

さて、全世界的に環境問題を考えることも大事ですが、美唄市の環境問題を考えることも同様に大事です。

そこで、環境に関する一般質問の1点目は、本市のごみ処理についてお伺いをいたします。

現在、茶志内のエコの丘には、燃やせないごみが埋め立てられています。生ごみはエコの丘に運ばれて堆肥化されており、燃やせるごみは、広域焼却施設、通称「いわびか」に搬入されています。

そこで、広域焼却施設へのごみの搬入量と組成分析における紙類の割合、また、雑紙の取り扱いについてお伺いをいたします。

環境問題の2点目は、合葬墓についてです。

この問題については、私が過去2回にわたり、また同僚議員からも同様の趣旨の質問がされた経緯があります。その際の市長のご答弁では、合葬墓の設置は必要と考えており、先進地の調査をしながら、設置に向けて取り組むとありました。

この問題は、市民にとっては喫緊の課題となっていますので、改めて検討状況についてお伺いをいたします。

大綱の2点目は、空き家対策についてお伺いをいたします。

今年の冬は雪が多く、市内の複数箇所で建物の崩壊が見受けられました。空き家対策についても過去の議論がありますが、「空き家等

の適正管理に関する条例」の制定後、どのような対策をとってきたのか。

また、現在把握している空き家の件数と、条例に基づいて助言や指導を行った結果、解体や補修に至ったケースについて伺うとともに、今後の空き家対策の考え方について伺いをいたします。

大綱の3点目は、貯筋体操について伺いをいたします。

過日、美唄の貯筋体操の取り組みの新聞報道がありました。増え続ける社会保障額の削減につながっているとの記事でした。空知管内の他の自治体の取り組みも取り上げられていましたが、美唄市の貯筋体操については、大いに評価されるべきだと考えます。

改めて、貯筋体操の実施状況について、現在活動しているグループ数や人数、これまでの歴史的経緯をあわせて伺いいたします。

また、主な活動場所とその場所の使用料についての考え方もお伺いをいたします。

報道によりますと、効果が検証されたとのことですが、どのようにあらわれたのかということと、今後の考え方について伺いをいたします。

大綱の4点目は、教育行政について、教育長に質問いたします。

雪解けで路面が見えてくると、とたんに自転車の使用が劇的に増加します。

また、北海道においては、本年3月、道議会議員提案により「北海道自転車条例」が成立いたしました。自転車使用の際の守るべき規範が示されています。

さて、本市において、登下校時に自転車を正在している児童生徒について、まず、その

人数と、きまりなどがありましたら、伺いをいたします。

また、自転車の安全教育はどのようなになっているのか。

それと、「北海道自転車条例」にもうたわれておりますが、ヘルメットの着用について、美唄市ではどのような指導をしているのか、伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、環境行政について、ごみ処理についてであります。広域焼却施設いわみざわ環境クリーンプラザ「いわびか」への過去3カ年の搬入量につきましては、平成27年度では3,264トン、平成28年度では3,484トン、平成29年度では3,286トンとなっているところであります。

次に、燃やせるごみの組成分析につきましては、毎年4回の抽出調査を行っており、その平均値を当該年度の組成割合としているところであります。

過去3カ年の燃やせるごみに占める紙類などの割合につきましては、平成27年度では61%、平成28年度では59%、平成29年度では46%となっており、各年度における紙類の割合は、年々減少しているところであります。

また、紙類に含まれております雑紙の資源回収につきましては、収集運搬コストや受け渡し先など、さまざまな課題があり、美唄市廃棄物減量等推進審議会におきましても、分別が複雑となり、手間が増えるなどの意見があることから、引き続き、町内会等における集団回収の促進に努めるとともに、ごみの減

量化に向けて、広報紙メロディーなどを通じて啓発活動に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、合葬墓の検討状況についてであります。これまで、先進都市の設置状況などの調査を行い、その後の市民へのアンケート調査の実施により、設置に対します市民のニーズが高いという調査結果もあることから、その必要性につきましては、十分認識しているところであります。

今後におきましても、財政状況や費用対効果などの観点から、総合的に勘案しながら、設置場所や規模を考慮の上、方向性を見出してまいりたいと考えているところであります。

次に、先進都市の設置状況につきましては、本年度より本格的に供用開始いたしました岩見沢市が、現在のところ約 70 名の方から申し込みを受けており、また、砂川市では今月より建設工事を行っていると同っているところであります。

次に、空き家対策について、「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」制定後の変化についてであります。平成 26 年 4 月 1 日に「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、また、平成 27 年 2 月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、放置されておりました管理不全な状態となっている又はそのおそれのある空き家に関し、固定資産税の課税状況をもとに、所有者を特定して、所有者などに必要な措置を行うよう助言または指導などを行うことができるようになったところであります。

このことにより、現在までに 385 件の空き

家を把握してきたところでありますが、条例を施行した平成 26 年度以降、市民の方から倒壊の危険や建築材料の飛散等の相談が寄せられました 78 件の空き家のうち、所有者が判明した 75 件につきましては、空き家を適正に管理していただくよう文書の発送や電話、面談などにより、助言や指導を行ったところ、解体が 15 件、補修が 18 件行われ、現在の空き家は 370 件となっているところであります。

次に、今後の考え方についてであります。適正な管理が行われていない空き家につきましては、相続や経済的な問題があることから、時間を要する所有者もいるため、引き続き、助言や指導を行っていきながら、地域住民の安全確保に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、空き家対策につきましては、生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進する上で重要な課題の 1 つであると考えておりますことから、他市の事例を調査し、市の負担や財源確保も含めて研究するとともに、空き家の実態について把握し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「空き家等対策計画」を策定することにより、本市が取り組むべき対策について市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、貯筋体操についてであります。初めに、実施状況につきましては、平成 30 年 4 月 1 日現在、30 グループで、参加登録数 829 人のうち、概ね週 1 回参加している方は 476 人となっているところであります。

なお、平成 16 年に第 1 号の自主グループが

発足し、その後、徐々に増加したものでありますが、リーダーの高齢化などにより解散するグループもある一方で、新たに結成されるグループもあることから、近年は、グループ数に大きな変化はない状況となっているところであります。

次に、活動場所につきましては、福祉会館や生活館がほとんどであります、そのほかにも、コアビバイやサービス付き高齢者住宅などでも行われているところでもあります。

会場使用料につきましては、コアビバイなど使用料がかからない会場を利用しているのが4グループ、また、町内会や老人クラブで負担しているグループが15グループ、1人1カ月100円から1,000円程度を負担しているのが11グループとなっているところでもあります。

次に、効果と今後の考え方についてですが、年に一度実施の体力測定の数値が、維持または向上していることから、効果は出ているものと分析をしているところでもあります。

また、平成21年度に行った介護予防効果検証では、貯筋体操に参加したことがある女性139人と、一度も参加したことがない1,359人の介護費を分析した結果、貯筋体操に参加することで、介護給付費と1割の自己負担分を合わせて、一人当たり月額約9,000円の費用が抑制されているという結果が出ていることから、今後も貯筋体操の効果を周知しながら、新たに参加する方を増やしてまいりたいと考えているところでもあります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質

問にお答えいたします。

登下校時に自転車通学をしている児童生徒についてでございますが、それぞれの学校事情により、きまりや規定を定めており、小学校では、中央小学校が、学校から自宅まで2キロメートル以上などの要件で、4年生以上の児童を対象に153名中10名に、茶志内小学校では、学校から自宅まで1キロメートルから4キロメートル以内などの要件で、3年以上の児童を対象に19名中6名の児童に自転車通学を許可しているところでございます。

また、中学校では、すべての学校において全生徒を対象とし、申請に基づき許可しており、美唄中学校では167名中140名、峰延中学校では22名中18名、南美唄中学校では24名中24名、東中学校では207名中191名の生徒に自転車通学を許可しております。

次に、安全教育についてでございますが、各学校では、これまでも市の交通安全推進委員のほか、美唄警察署等の協力をいただき、児童生徒が自転車を安全に利用するため、自転車の点検や交通安全青空教室、街頭指導、乗り方マナー講習などの交通安全指導を実施してきているところでございます。

また、本年4月1日に自転車の活用と安全な利用を推進し、環境への負荷低減と道民の健康増進、観光振興に寄与することなどを目的として、「北海道自転車条例」が施行され、この中で、自転車交通教育の推進や自転車利用者の責務として、自転車側面への反射器材の装着に努めるとともに、自転車事故に対応するため、損害賠償保険等への加入促進を示したことから、教育委員会といたしましては、近年の自転車運転を取り巻く状況を勘案し、

これまでの交通安全指導を継続するとともに、同条例に示される、これら自転車交通安全などに関わるることについて、各学校を通じて保護者に周知してまいりたいと考えております。

次に、ヘルメットの着用についてでございますが、一部の小学校のみヘルメットの着用行っているところでございますが、多くの学校では着用についての定めがないところでございます。

教育委員会といたしましては、安全な利用を図るため、保護者に対しまして、ヘルメットの着用について理解を求めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 8 番、吉岡文子議員。

●8 番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

まず、環境問題についてのごみ処理について、「いわぴか」への搬入は、ある程度落ち着いたのかなと、3 カ年を見てもほとんど変わらない、3,200～3,400 何がしトンという状況でありまして、紙類について、ことさら減少しているという言葉がありましたけれども、それでも組成分析の中では、一番低くなったとしても、平成 29 年度の 46%が紙という結果が出ているということで、改めて、燃やせるごみに入っている紙の多さというものにびっくりしております。

私は、以前からこの問題については、紙の回収もすべきだということを、確か茶志内のエコの丘に紙類を埋め立てているときから話をしていたと思うんですけれども、せっかく循環型社会形成ということで、生ごみを堆肥化しているのであれば、例えば、今化粧品の箱ですとか、そういったものは燃やせるごみ

として処理しなければなりません、ティッシュの箱とかもそうですけれども、ほとんど汚れない、紙としても何の遜色もないものを燃やして良いものだろうかというあたりのところが、今後、非常に課題になってくるのではないかと私は感じています。

この質問をするに際して、道内の自治体のホームページなども見てみました。札幌市や北広島市、岩見沢市など、本市と比較して人口規模の多い自治体ですけれども、雑紙という形で業者が持っていけないような紙も回収しているということで、今ほど美唄市で取り組めない理由がありましたけれども、どうかそれを超えていけば、回収に結びつくのではないかとこの考えを私は持っています。

生ごみの分別で、燃やせるごみの量が劇的に減りましたし、今後、そういった雑紙も、もし資源として回収できるのであれば、有料となっている燃やせるごみの使用料も減らせるのではないかと、そういった観点からは市民の理解も得られるのではないかと私は感じております。

調べていて驚いたのが、A4、3 ページにわたって、北広島では、雑紙をミックスペーパーと呼んでいるんですけれども、その回収の説明がされています。そこで、「鼻をかんだティッシュも対象となりますか？」ということでは、「鼻をかんだティッシュも対象となる」そうです。そうすると、本当に家庭から排出する燃やせるごみの量というのは、劇的に減っていくのではないかと思います。ごみの量が減れば、袋の使用料も減りますし、「いわぴか」の 2 市 1 町で運営している費用も削減できるのではないかと改めて思いまし

て、ここはやっぱり無垢のまま何の利用もされないで捨ててしまうようなティッシュの箱ですとか、化粧品の箱、お菓子の箱、それから紙でできているアイスクリームのふた、容器、そういったものについても、今まで議論の中で、「やってほしい」「できない」、「やってほしい」「できない」とのことでしたけれども、やはり、今後これは大きな課題となってくるのではないかと改めて考えております。

今までのお答えと同じであれば、別に質問はしないわけで、ぜひ、この点について検討を重ねていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、合葬墓についてですけれども、アンケートの数字では、市民の 67%が要望しているのと同時に、今の市営墓地の整備を要望する声も多かったと伺っております。

私もこの質問をした際に、市民の方から、「確かに合葬墓も大事だけれども、市営墓地の整備もどうかしてくれないか」と、このようなお話もありました。これはやはり、どちらを大事にするということではなく、同時進行で進めていくべきものだとして改めて考えております。

今ほど先進地、砂川のお話がありましたけれども、砂川も新聞報道によりますと、945 万円の規模で整備をすると、年間 50 体を 30 年間で 1,500 体収容できる、砂川では合葬墓ではなく、合同墓という呼び名だったと思うんですけれども、そういった形で整備しているとなっております。

予算の面ですとか、現在の墓地の整備など、いろいろ課題はあると思うんですけれども、合葬墓を求める市民の方というのは、切実な

思いがあって求められていると思いますので、早急にスケジュールを検討して決定していただきたいと、これは要望しておきます。

それから、空き家対策についてですけれども、条例制定後、こういった動きがあったのか、市民の方から「変わらないのではないか」という話がありまして、私も改めてお伺いしましたけれども、33 件は担当の危機管理対策室の努力で、補修と解体に結びつけたということで、改めてこの条例制定が実ったのではないかと考えておりますし、担当の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。

この質問に際しまして、国土交通省によると、先ほど市長からご答弁の中にありました計画策定済みの市町村が、本年の 3 月末で 45%に及んでいると、そして全都道府県でこの数字は上昇しているとありました。

北海道では、計画策定市町村は 29%とあります。岩見沢でも策定するとの新聞報道も目にいたしました。

本市でも、この計画策定を急いで、新聞報道によりますと、計画を策定後、国土交通省から解体などへの補助もあるような表現もありましたけれども、そういった有利なところを使うという面でも、計画策定を急がなければならないと思いますが、もしスケジュール等をお示しできるのであればお願いしたいと思います。

それから、貯筋体操について、平成 16 年度から地道にやられているということで、今年度で 15 年目に入っていると考えますけれども、介護予防の転倒予防の対策と介護給付費、それから自己負担額が、貯筋体操に取り組んでいる方は削減されたという効果の実証もあ

りますので、ぜひこれは、続けていってほしいですし、また参加される方も増やしてほしいと願っております。

それで、市民の方から、この貯筋体操に参加して、地域福祉会館を使ってきたのだけでも、地域福祉会館の運営委員会の方針が変更されて、今までほとんどかからなかった使用料がかかることになり、今までより大きな負担をしなければ、この会場使用料が出せないということで、どうにかならないのだろうかという声を受けました。

指定管理者制度を導入している地域福祉会館は、葬儀等の使用が激減していて、どこの福祉会館も運営が厳しいこととなっています。福祉会館などを使っているグループは、30 グループのうちの 11 グループだということですけれども、こういったことが増えることが予想されるのではないかと思います。

せっかく体操で転倒防止の効果がはっきりとあらわれ、転倒防止と社会保障費削減の効果がはっきりと証明されているわけですから、こういった地域福祉会館使用のきまりの変更で、負担が増えるという市民に対して、何らかの補助をするべきだと考えておりますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

それから、児童生徒の自転車について、教育長にお伺いをいたします。

小学校では、大体が徒歩で通っているということで、中央小学校と茶志内小学校で許可によって通学が認められている児童がいるということ、それから中学校においては、大半の生徒が自転車に乗れる季節には自転車を使うということが、部活等もあるので当然かと思っておりますけれども、やはり、安全教育は徹底

しなければならないと感じています。

昨今、札幌市などで起きた歩行者との接触事故、重大な事故につながっていることもあります。もちろん、札幌市に限っていることではなくて、美唄でも当然起こりうる問題ですので、このあたりは徹底した安全教育をお願いしたいと思うと同時に、以前から、私は、ヘルメットの着用について、きちんと義務づけるべきだとお話をしてきましたけれども、今回、「北海道自転車条例」も制定されております。

この点についてもちょっと調べましたけれども、鹿児島県では、議会提案で、登下校以外の場合でも、中学生以下のヘルメットの着用を義務化したということです。ただし罰則はないということです。

それから、しまなみ海道を有して、サイクリストの聖地と言われている愛媛県では、2013 年 7 月に安全対策を促す条例を施行、ヘルメットを着用する努力義務も盛り込みました。2015 年 12 月の調査では、県立高校での義務付けもあって、愛媛県では約 68%のヘルメット着用率となっているということです。

愛媛県警の担当者が「自転車事故での死因の 6 割が頭部損傷。ヘルメットで命が救われたケースも増えてきた。着用率 100%まで目指したい」と話しているとのこと。

愛媛県の取り組みを見習って、サイクルツーリズムを掲げる本市において、児童生徒が事故で頭部を負傷することがないように、ヘルメット着用を義務付けることは、大いに意義のあることではないでしょうか。全額補助とはいかなくても、何らかの補助で、児童生徒のヘルメット着用を進めるべきではないか

と思いますけれども、教育長の考えをお伺いたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、雑紙の分別収集についてであります。ごみの減量化や再資源化を推進していくために、紙類の分別は重要なことと認識しておりますが、古紙回収業者へ紙類を引き渡している町内会もあり、今後におきましても、回収にかかる運搬経費などのコスト面の検証や回収業者の選定など、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、「空き家等対策計画」の今後の策定スケジュールにつきまして、「空き家等対策計画」につきましては、現在、他市の策定状況などについて調査をしているところであります。市内全域の空き家の現地調査を行う必要があります。今後は、調査にかかわる職員の体制などについて検討を行い、計画の早期策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、貯筋体操についてであります。各グループの活動内容につきましては、貯筋体操だけではなく、カラオケや茶話会など、さまざまな活動が行われており、一律に市が負担することは難しいものと考えているところであります。

なお、平成16年の事業開始時には、住民の皆様と経費の負担について協議をした経過もありますので、今後におきましても、ご自身の身体機能の維持・向上のために、自主的な活動として継続していただきたいと考えているところであります。

市といたしましても、これまで同様、体操用機材の貸し出しやグループ運営についての助言、サポート、体力測定などの支援をしてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

安全な自転車通学への取り組みについてでございますが、各学校での対応は、それぞれ多少異なりますが、自転車通学を許可した後においては、交通ルールの遵守や万が一の事故に備えて任意保険に加入すること、ヘルメットを着用すること、ブレーキ等車両点検をすること、施錠することなど、自転車運転や安全管理の諸事項について、保護者をお願いしてきたところでございます。

あわせて、本年4月1日には、「北海道自転車条例」が施行され、ヘルメットの着用など、安全な自転車運転に必要とされる努力義務が規定されたことから、教育委員会といたしましては、児童生徒が安心安全に自転車通学できるよう、保護者に対しまして、学校を通じ、道の条例の周知を図るとともに、これまでお願いしてきた自転車の安全運転に求められる事項について守っていただくよう、再度お願いしてまいりたいと考えております。

なお、他の県で実施しておりますヘルメット着用への助成等につきましては、通学以外の使用もありますので、この辺を含めて市として調査研究してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

7番、本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員（登壇） 平成30年第2

回市議会定例会にあたり、大綱２点について市長にお尋ねします。

大綱１点目は、住宅行政について、市営住宅の現状についてです。

本市にありましては、いまだに低迷している経済状況や高齢化がますます進展する中で、市営住宅の需要が、今後ますます増加していくのではないかと推測されます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

１つ目としては、市営住宅の団地ごとの管理戸数、空き家戸数及び入居率について。

次に、市営住宅の公募状況と応募状況はどのようなになっているのか。

次に、平成２８年度決算における市営住宅使用料の滞納状況と収納率の実態について。

次に、現行の市営住宅管理条例に定めのある入居手続きについてお伺いします。

大綱２点目は、福祉行政について、在宅医療・介護連携推進事業の現状と課題についてであります。

高齢者が、住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことは、多くの人々の願いであると思います。そのためには、患者、そして支える家族を中心として、医療機関と介護事業者等が連携を密にしていくことが望まれます。

在宅医療・介護連携推進事業は、平成２７年度より、介護保険法の地域支援事業として位置づけられ、全国で展開されている取り組みであります。本事業では、地域の在宅医療の提供体制の確保について、それぞれの市町村が主体となって、医師会等と連携しながら取り組むこととされております。

初めに、本事業の市町村が在宅医療の基盤

整備の実施主体とされたことの背景、意義、また、市に求められています責務と役割についてお伺いします。

以下、本事業の８項目についての現状と課題についてお伺いします。

１つ目として、地域の医療・介護の資源の把握について。

次に、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討について。

次に、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進について。

次に、医療・介護関係者の情報共有の支援について。

次に、在宅医療・介護連携に関する相談支援について。

次に、医療・介護関係者研修について。

次に、地域住民への普及啓発について。

次に、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携について。

以上の８項目は、すべての自治体で実施することが義務づけられております。既に本市では、地域包括ケアシステムの多職種連携として一定の取り組みが進められていると承知しておりますが、本事業の推進に対して、これまでの取り組みと連続性を踏まえた上で、市独自に実施内容の一層の充実を図るという姿勢が基本になるかと思いますが、それらを含めてお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、住宅行政について、市営住宅の現状についてであります。現行の入居手続きにつきましては、「美唄市公営住宅管理条例」

に定める入居の手続きに従い、入居請書、入居者及び連帯保証人の印鑑証明書、住民票と連帯保証人の所得証明、入居世帯全員が暴力団員ではないことの確認を警察に照会するための同意書等を、入居決定があった日から15日以内に提出していただき、書類審査をした上で、敷金2カ月分を納付していただいた後に入居開始となっているところであります。

次に、福祉行政について、在宅医療・介護連携推進事業についてであります。本事業が創設された背景につきましては、高齢者の慢性疾患による受診が多いことから、医療と介護の両方を必要とするためであり、この事業の意義は、高齢者が包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に受けられることとなっており、実施主体は市町村となっているところであります。

このため、本市におきましては、平成26年度に美唄市在宅医療・介護多職種ネットワーク会議、通称「ビバネット」が設立され、医療と介護の連携に向けた取り組みを開始しており、この「ビバネット」と市が協働で事業に取り組んでいるところであります。

次に、市町村の責務と役割につきましては、本事業の8つの項目全てに取り組むことが求められているところであり、事業の現状といたしましては、初めに、地域の医療・介護の資源の把握につきましては、アンケート調査等で介護事業所の状況を把握し、市のホームページに掲載しているところであり、医師会や歯科医師会は、医療機関などの情報をそれぞれのホームページに記載し、市民に情報提供しているところであります。

次に、在宅医療・介護連携の課題の抽出と、

対応策の検討につきましては、「ビバネット」のグループワークや役員会等で地域の課題を把握し、対応策などを検討してまいり、喫緊の課題といたしましては、本人だけではなく、家族も健康課題を抱え、介護力が不十分な方への支援が増えており、そのような方々へどう支援していくか事例検討を行いながら、支援方針を明確にしているところであります。

次に、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進につきましては、救急時の医療や急に介護サービスが必要となった場合のサービス利用などについて、市民の皆さんが不便な思いをすることがないかなど、研修や会議を通して協議をしており、現在のところ、医療・介護サービス共に円滑に利用できる状況となっているところであります。

次に、医療・介護関係者の情報共有の支援につきましては、タイムリーに対象者の情報を共有することが大切であると考えており、先進地域の事例報告を受け、今後の方向性を検討しているところであります。

次に、在宅医療・介護連携に関する相談支援につきましては、本市では、地域包括支援センターが窓口となり支援を行っているところであります。

次に、医療・介護関係者の研修につきましては、平成26年度から訪問看護や退院時の連携についてなどの研修を行い、新しい知識を学ぶとともに、関係者が忌憚のない意見が交換できる関係を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携ができる場を提起しているところであります。

次に、地域住民への普及啓発につきましては、平成28年度から終末期医療、医療費等に

ついでに市民向け講演会を年1回実施しており、毎年多くの方に参加をいただいているところであります。

次に、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携につきましては、「ビバネット」の役員が、南空知の保健医療福祉の連携推進会議の委員を兼任しており、管内の各市町と課題を共有し、連携の工夫について協議をしているところであります。

なお、8項目に対する課題といたしましては、関係機関どうしの迅速な連携と、市民と専門職の役割をこれまで以上に明確にしながら、協働して課題を解決していくことであり、今後におきましては、これらの課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、住宅行政につきまして、各団地の管理戸数、空き家戸数及び入居率について、公募状況と応募状況について、平成28年度の市営住宅全体の滞納状況と収納率につきましては、都市整備部長から答弁させます。

●議長小関勝教君 都市整備部長。

●都市整備部長西尾正君 各団地の管理戸数、空き家戸数及び入居率について、公募状況と応募状況について、平成28年度市営住宅全体の滞納状況と収納率につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、市営住宅の団地ごとの管理戸数と空き家戸数及び入居率につきましては、平成30年3月末現在の団地名と管理戸数、空き家戸数、入居率の順にお答えいたします。

進徳団地は32戸のうち3戸、90.6%、南美唄団地は44戸のうち18戸、59.1%、いなほ団地は148戸のうち68戸、54.1%、進徳東団

地は110戸のうち28戸、74.5%、東光団地は88戸のうち13戸、85.2%、東明恵愛団地は17戸のうち5戸、70.6%、峰延東陽光団地は24戸のうち2戸、91.7%、有明団地は56戸のうち8戸、85.7%、東雲団地は18戸のうち4戸、77.8%、ゆたかニュータウンは、289戸のうち20戸、93.1%、美の里団地は32戸のうち12戸、62.5%、共練団地は64戸のうち22戸、65.6%、有為団地は118戸のうち5戸、95.8%となっております。

次に、平成29年度の団地ごとの公募状況と応募状況につきましては、団地名と公募戸数、応募世帯数の順にお答えいたします。

進徳団地は公募数5戸に対して、応募数2世帯、東光団地は公募数2戸に対し、応募数1世帯、有明団地は公募数1戸に対し、応募数4世帯、ゆたかニュータウンは、公募数15戸に対し、応募数37世帯、有為団地は公募数4戸に対し、応募数6世帯、なお、進徳東団地、東明恵愛団地、峰延東陽光団地、東雲団地及び美の里団地につきましては、公募をしましたが、応募はありませんでした。

次に、平成28年度の市営住宅使用料の滞納状況と収納率につきましては、収入未済額といたしまして、現年度分と滞納繰越分を合わせて1,224万1,090円となっております。

収納率につきましては、現年度分は99.63%、滞納繰越分につきましては26.62%となっております。

●議長小関勝教君 7番、本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 自席から何点か質問させていただきます。

大綱1点目の市営住宅についてであります。ただいまの答弁では、築40年以上経過し

ている団地の空き家戸数が平均に多い傾向がありますが、今後の市営住宅の空き家の修繕と公募予定について具体的な計画があるのか。

また、老朽化した団地の建替えについて、どのように考えておられるのかをお伺いします。

次に、昨年、民法の一部改正に伴う入居に際しての連帯保証人の取り扱いについて、国土交通省は、個人根保証契約において上限額の設定が必要になったことから、公営住宅の入居に際して、保証人確保が一層困難になることが懸念されております。

そこで国交省においては、自治体に占めている標準条例案を改正し、連帯保証人を必要としないこととする通知が、本年3月30日付で出されたと承知しております。連帯保証人を求めるか否かは自治体の判断としていたるところであります。この通知を受け、本市として今後どのように考えているのか、お伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 本郷議員の質問にお答えいたします。

市営住宅の管理についてであります。初めに、市営住宅の空き家の修繕と、今後の公募予定につきましては、現在の空き家201戸のうち、半数以上の114戸が経年による老朽化が著しく、中には、修繕が困難なため、入居できない住宅もありますが、公営住宅法に基づいた住宅に困窮する低所得者への住宅提供をするため、多くの方が入居できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

なお、比較的新しい住宅87戸のうち、ゆたかニュータウンや有為団地などは入居希望者

が多く、応募倍率が高くなっているところであります。

このため、年4回程度予定しております公募にあわせて、入居希望者の多い団地を中心に修繕を行い、入居を希望されている方々のニーズに応えてまいりたいと考えているところであります。

また、市営住宅の整備につきましては、「美唄市住生活基本計画」及び「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐用年数を経過し、老朽化の著しい団地につきましては、コンパクトな市街地形成に向けて、まちなか居住の推進をすることとしており、計画的な建替え事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、民法の改正に伴う連帯保証人の取り扱いにつきましては、個人根保証契約に上限額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の規定の見直しが行われることにより、市営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いにつきましては、事業主体の判断に委ねられることから、本市といたしましては、今後、その活用について、美唄市営住宅管理条例等の改正も視野に入れ、道や他市町の取り組み状況などを調査検討してまいりたいと考えてございます。

●議長小関勝教君 次に移ります。

3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員（登壇） 平成30年第2回定例会において、大綱2点について市長並びに教育長にお伺いします。

大綱1点目は、都市計画行政についてです。

1つに、市政執行方針における「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」に関す

る都市基盤整備についてであります。

本市はかつて人口増があり、公共投資・都市基盤整備などが進み、空知地域においては、人口規模が最大約 60 万人ほど、現在は約 30 万人ほどと、数十年間で増減幅が極端に大きく、現在においては、これまでにない人口減少による縮小化社会となり、人口推計を見ても、とても厳しい状況下にあります。

本年、第 1 回定例会において、平成 30 年度における高橋市長の市政執行方針につきましては、ご自身が市長として、2 期目の目指すべきまちづくりに向けて、実質的な締めくくりとなる重要な年であるとした自覚に基づき、本市の創生に向けたさまざまな取り組みを全力で取り組んでいくといった強い意思が感じられるものであることを、私自身も深く認識しているところであります。

また、都市基盤整備につきましては、中央団地線の整備をはじめとする市道整備のほか、街路灯の LED 化への推進や、国道 12 号峰延道路の四車線化の実現に向けた要望活動など、本市全体の道路網の構築に向けた取り組みと、老朽化した市営住宅の再編や既存の市営住宅への改修整備など、多くの市民の日常生活の利便性向上につながる、いわばまちづくりの基本ともいえる取り組みであると考えられます。

このような都市基盤整備の中で、特に本市においては、人口減少や少子高齢化が進行する中、子どもから高齢者に至るまでのすべての市民が、快適で安心で、そして、市民生活の満足度が高められるようなコンパクトなまちづくりへの推進というものが大変重要であると考えます。

そこで、市長にお伺いします。

将来の理想とするまちづくりを推進するため、本年度の市政執行方針において述べられている人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けた用途地域の見直しを主眼とする、都市計画マスタープランの一部改正に関するこれまでの具体的な取り組み内容と、さらには、このたびの取り組みによって、どのような効果が期待できるのかについて伺います。

大綱 2 点目は、教育行政についてです。

1 つに、市内小中学校の統廃合についてであります。

第 1 回定例会において、平成 30 年度における星野教育長の教育行政執行方針には、小中学校の適正配置について、茶志内小学校が平成 31 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に中央小と統合、峰延中学校が平成 31 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に美唄中学校と統合、峰延小学校が平成 32 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に中央小と統合することについて、「保護者並びに地域の皆さんと合意したことから、統合準備委員会と連携し、子どもたちが戸惑いなく、期待や希望を持って学校生活が送れるよう、教育環境の課題整理に努めてまいります」と示されております。

昨年度に統廃合が決まり、新年度となり、はや 3 カ月目に入りましたが、その後、各小中学校において、保護者や地元地域の皆さんとは、どのような関わりを持ちながら統廃合当事者校の間においても受け入れ体制の構築に向け、現在、準備などが進められているのでしょうか。

そこで 1 点目に、統廃合に向けた準備・進

捗状況について。

2点目に、統廃合に向けた課題について、それぞれ具体的に、そして今後の進捗スケジュールについても教育長に伺います。

次に、3点目として、教育行政執行方針に、南美唄小学校、中学校についても「具体的な統廃合案を示した上で、合意形成に向け、保護者の皆さんと意見交換を進めてまいります」と示されておりますが、現在、どのように具体的に進められているのか、また、どのように協議や話し合いを進めていこうとしているのか、南美唄地区の統廃合について伺います。

次に4点目として、本市はこれまで、人口の流出、少子化に対応し、適正な学校規模とするため、学校の統廃合を進めてきました。

人口推計を見る限りにおいても、今後も減少が続くことが予想されることから、将来的に良好な教育環境を維持していく方策をしっかりと検討すべき時期を今迎えているのではないかと考えます。

現在、短期的に見ると、ここ数年の間に統廃合が進みますが、大切なのは教育水準の維持・向上であり、それを目指した上で、しっかりと中・長期的な視点に立って、本市全体の教育環境づくりやグランドデザイン的なことを考えていかなければ、本市の将来を学校、教育というものが損なわれてしまうのではないのでしょうか。

そこで、本市における将来の学校のイメージ、将来的な学校配置について、どのように考えているのか伺います。

2つに、新学習指導要領についてであります。

小学校においては、平成32年度、中学校においては平成33年度に、新学習指導要領に基づき、教育課程が実践されることに伴い、本年度は、新学習指導要領への円滑なつながりを図るための移行年度であります。

新学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されているとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されております。

教育長は、新学習指導要領や、本市教育大綱の基本理念に基づき、全市的な取り組みを通じ、市民一人ひとり、子どもたち一人ひとりが、夢や目標に向かって、積極的かつ果敢に挑戦することができる人材、まちづくりを進めることができる人材を育成するとともに、子どもたちの豊かな学びを支える環境づくり、地域資源を活かした多様な教育・学習機会の創出を図る諸施策について、市長部局と連携し、全力で取り組んでいくと示され、全面改訂される次期学習指導要領に示される教育課程を円滑に実施するため、情報通信技術、つまりICTを活用した学習方法の工夫や改善に努めるとも述べられています。

そこで1点目に、全面改訂される新学習指導要領に示される教育の方向性について。

2点目に、本市のICT環境の状況と今後の取り組みについてお伺いします。

3つに、グローバル社会に対応した教育活動についてであります。

人口減少により、働き手不足や人材不足など、都市部だけではなく、地方においてもそうであり、さらに、予想を超える速さで進展するグローバル化、情報通信技術の発達、インバウンドの増加、価値観の多様性や生活スタイルの複雑化など、A I、人工知能の発達により、これからの社会情勢は大きく変化し、将来が展望しづらい時代に突入していますが、それらに対応できる教育が重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、新学習指導要領には、時代に合わせ、小学校、中学年から外国語活動、高学年からは英語科が導入され、中学校においても、英語科が変わるようです。

そして、情報活用能力、プログラミング教育については、コンピュータ等を活用した学習活動の充実、文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成などが導入されます。

そこで1点目は、本市における外国語・英語科の取り組みについて、どのように進めていくのか。

2点目は、プログラミング教育について、具体的にどのように進められるのか伺います。

そして、外国語や英語科がかわり、プログラミング教育についても必修化されるにあたり、肝心の指導する教職員がこれに取り組み、対応していくと考えますが、新教育指導要領の導入に間に合うよう、資質向上に向けた研修など、仕組みや環境整備など、しっかりと準備は進めているのか。

3点目は、教職員の資質向上についても伺います。

4つに、スポーツコミッションについてであります。

本年2月に約3年間取り組んできた東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致活動を断念すると方向転換し、既存の施設を活用し、学生・社会人等を対象としたスポーツ合宿誘致のほか、体育センターにある本格的なクライミング壁のPR、大会開催誘致など、他の自治体にはないスポーツ振興を進めたいと、第1回定例会においてご答弁をいただいておりますが、新年度となり、本市のスポーツ振興について、スポーツ合宿やスポーツツーリズムなど、スポーツを基軸としたまちづくりを具体的にどのように展開していくのか。

そして、これまで関連し質問してきましたが、一昨年より進められているスポーツコミッションについてどう考えているのか。

今後、スポーツ行政のあり方など、重要ですので、現在の取り組み状況と今後の考え方について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

都市計画行政について、都市計画マスタープランの一部改正に関するこれまでの具体的な取り組み及びその効果についてであります。本年度実施する都市計画マスタープランの一部改訂の取り組み内容につきましては、昨年度策定した美唄市コンパクトシティ構想に基づき、本市の都市計画における用途地域の縮小及び変更を実施するためのものとなっているところであります。

初めに、用途地域の縮小につきましては、

茶志内地区の空知団地に隣接する国道 12 号沿線地区をはじめとする用途地域を設定しておりますが、現在に至るまでの長期間にわたり、宅地化が進展していないことから、現状が農地である用途地域の一部を縮小することとしているところであります。

また、用途地域の変更につきましては、本市の市街地の中心部におきまして、適正なまちづくりを誘導するため、住居系用途地域の一部を商業系用途地域に変更し、建物の立地規制を緩和するものとなっているところであります。

次に、これらの取り組みによります効果につきましては、1 点目として、縮小した用途地域を農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定し、農用地区域とすることにより、本市の基幹産業である農業の発展を目指し、本市の優良な農地の確保と、その保全を図るものとなっているところであります。

2 点目といたしましては、用途地域を変更し、主要な公共施設の併設や複合化を行うことにより、一層の利便性の向上が図られることとなっているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、統廃合に向けた準備・進捗状況についてでございますが、中央小学校と茶志内小学校との統合に向けた取り組みとして、本年 2 月 9 日に中央小学校の校長を委員長、茶志内小学校の校長を副委員長とする統合準備委員会を立ち上げ、教育課程部会、PTA 部会及び事務部会の 3 つの部会を設置し、円滑

な統合に向けて協議を進めているところでございます。

これまでの協議で決定した事項といたしましては、教育課程部会では、交流事業、水泳、スキー学習などの交流や遠足などの行事での交流等について、PTA 部会では、中央小学校の PTA 役員に茶志内小学校の保護者に加わってもらうとの確認や、PTA 会費を中央小学校の会費に合わせるもののほか、PTA の交流事業の実施等について、事務部会では、中央小学校の教職員による茶志内小学校の備品図書などの確認や移転作業のスケジュールの確認を行ってきているところでございます。

また、平成 32 年 3 月末統合の中央小学校と峰延小学校につきましては、本年 10 月をめどに、両校による統合準備委員会を立ち上げる方向で全体スケジュールを調整しているところでございます。

次に、中学校の統合についてでございますが、美唄中学校と峰延中学校との統合に向けた取り組みとして、本年 2 月 28 日に、美唄中学校の校長を委員長、峰延中学校の校長を副委員長とする統合準備委員会を立ち上げ、教育課程部会、生徒指導部会、PTA 部会及び事務部会の 4 つの部会を設置し、円滑な統合に向け協議を進めていくこととしているところでございます。

これまでの協議で決定した事項といたしましては、教育課程部会・生徒指導部会では、全教科での交流事業の実施について決定するとともに、峰延中学校の 2 年生が、美唄中学校の 3 年生が実施する修学旅行の事前準備に参加すること、統合時のクラス編成の確認、部活動の見学会の実施、美唄中学校の校則・

生徒指導の心得の確認などを行ってきたところでございます。

また、PTA部会では、美唄中学校のPTA役員に、峰延中学校の保護者に加わってもらうことについて引き続き協議すること、PTA会費を美唄中学校の会費に合わせるもののほか、PTAの交流事業の計画等の協議が行われることになっており、事務部会では、小学校と同様に、備品や図書などの確認や移転作業のスケジュール確認を行っているところでございます。

なお、茶志内小学校児童と峰延中学校生徒のスクールバスの運行につきましては、7月下旬に保護者の方に運行経路や停留所場所等をご確認いただいた後、両校の統合準備委員会、PTA部会でご承認をいただきたいと考えてございます。

次に、統合に向けた課題についてであります。児童生徒、保護者の皆さんは、学習面の不安に加え、新しい学校での人間関係やクラス分けなどに対する不安を持っていることが課題としてあると受け止めております。

教育委員会といたしましては、教育委員会、学校の管理職や担任、養護教諭、その他の関係職員などが、統合準備委員会で確認された事項や課題として残されている事項を共有し、児童生徒、保護者に対して、正しい情報が伝達されるよう努めてまいりたいと思います。

次に、南美唄小中学校の適正配置についてであります。昨年8月8日に、小中学校適正配置計画の保護者及び地域説明会を開催し、市内全体と南美唄地区の今後の児童生徒の推移について説明し、意見交換を行ってきたところでございます。

また、同年11月6日には南美唄小中学校PTA役員を対象に、児童生徒の推移から想定される両校の統廃合の時期について説明し、南美唄小中学校の児童生徒・普通学級の推移の見込みや、想定される統合校、茶志内小学校及び峰延小学校での保護者説明会での協議経過等について説明してきたところでございます。

今後の児童数の推移を見ますと、南美唄小学校については、平成33年度に欠学年が生じる可能性があること、南美唄中学校については、平成36年度に普通学級が2クラス、特別支援学級1クラスの3クラス編成になることが想定されることから、小学校、中学校とも新学習指導要領の柱となるアクティブラーニング、集団の中での能動的な学習を行う上で、厳しい教育環境になることが見込まれるものと判断しているところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、今後の日程として、7月中に両校の校長と協議の上、保護者説明会の開催時期や会議の進め方など、具体的に協議してまいりたいと考えております。

次に、本市における将来の学校のイメージについてであります。今後、このまま少子化が続くことになると、本市においては、数年後には、仮に小中学校ともに1校とした場合でも、小学校では1学年2～3学級程度で、1学級33～40人程度、中学校では、3～4学級程度で、1学級30～40人程度の学校が想定されるところでございます。

どのような学校規模や学校数が適正となるのか、国の動向等を踏まえて整理する必要があり、今後、庁内組織や教育委員会などで議

論していかななくてはならない課題であると認識しておりますが、いずれにいたしましてもこれからの新しい学校が担うべき役割につきましては、多くの児童生徒によるさまざまな出会いと交流の中で、確かな学力や体力を育成すること、高度情報化社会、国際社会を生き抜く力を育成すること、教員同士が切磋琢磨し、資質・能力の向上が実現できる学校づくりが大切であると考えており、これらが実現できる学校配置を視野に入れ、進めていかなければならないものと考えております。

次に、新学習指導要領に示される教育の方向性についてであります。学習指導要領は、学校教育法に基づき、国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容等を体系的に示しており、各学校では、学習指導要領等に基づき、年間指導計画等や授業等ごとの学習指導案等を作成し、教育活動を実施しているところでございます。

平成 32 年度より小学校、平成 33 年度より中学校において実施される新学習指導要領においては、社会に開かれた教育課程を実現するという理念のもと、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会やグローバル化が進展する社会にあっても、どのように向き合い、どのような資質・能力を育成していくべきか等について、具体的に方向性が示され、その目標手段として、ICT の積極的活用による教育課程の推進が大きな柱として明記されているところでございます。

次に、ICT 環境の状況と今後の取り組みについてでございますが、現在、デスクトップパソコンにつきましては、市内小中学校の普通学級には常設しておらず、パソコン教室

に 1 学級分のパソコンを設置し、使用割り当てを組んで、各学級で活用しているところでございます。

また、タブレット型パソコンにつきましては、市内の特別支援学級の児童生徒用に、合計 56 台が特別支援学級の規模に応じて配置されているところでございますが、普通学級には設置されていない状況であります。

また、実物投影機につきましては、67 台を全市ほぼすべての学級に常設し、教科書やノートをテレビモニターに大きく写して授業に活用しているところでございます。

文部科学省では、新学習指導要領で示す普通教室の ICT 環境の整備目標を 4 段階で示し、無線 LAN と電子黒板は、必須の整備事項とした上で、ステージ 1 として、電子黒板と各教室 1 台の固定パソコン、ステージ 2 として、グループ 1 台のタブレット、ステージ 3 として、学びのスタイルにより、1 人 1 台のタブレット、ステージ 4 として、1 人 1 台のタブレットを整備することを求めているところでございますが、本市においては、普通教室に電子黒板とタブレットを配備している学校はなく、現状はステージ 1 に達していない状況となっているところでございます。

教育委員会といたしましては、新学習指導要領に基づく教育課程を円滑に実施していくために、小学校においては、移行期間となる平成 31 年度に、中学校においては平成 32 年度までに、各学校に学級全員で使えるタブレットの数、大型電子黒板の各フロア設置、校地内に接続可能な大容量 Wi-Fi 環境の整備を行うなど、ステージ 3 を目標に導入しなければならないものと判断しているところでござ

います。

次に、グローバル化した教育活動についてでございますが、初めに、新学習指導要領における外国語・英語教育についてでございますが、現在の小中学生が社会で活躍するであろう 20 年後には、今日とは比較にならないほどグローバル化が進み、多文化、多言語、多民族の人たちが混在し、さまざまな場面において外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定されているところでございます。

このことから、新学習指導要領では、外国語活動や英語授業に重点を置き、これまで小学校 5・6 年で行ってきた外国語活動を前倒しし、小学校 3・4 年から新たにコミュニケーション能力の素地を養うことができるよう、年間 35 単位時間の外国語活動を授業で行い、5・6 年生では、身近なことについて基本的な表現ができるよう、年間 70 単位時間の英語が教科化されたところでございます。

中学校では、授業時間の増えはありませんが、日常の会話ができる能力を養うことができるよう示されているところでございます。

このため、教育委員会では、昨年度、各学校から出された校長、教頭、教諭で構成される検討委員会を立ち上げ、来たる平成 32 年度の小学校 3・4 年の外国語活動、5・6 年の英語、平成 33 年度の中学校英語の本格実施に向けて、新学習指導要領のねらいを実現する授業計画、指導方法を検討しているところでございます。

昨年度の検討委員会では、本年度と来年度の 2 年間で新学習指導要領の本格実施までの移行期間と設定し、小学校 3・4 年では年間

15 単位時間、5・6 年では年間 50 単位時間の授業を実施するための年間指導計画を作成したところでございます。

本年度の検討委員会においては、小学校の外国語活動・英語の授業の評価点検充実と新学習指導要領の中学校英語の年間指導計画を作成することとしております。

いずれにいたしましても、本市においては、小学校外国語が本格実施される平成 32 年度には、3・4 年生で外国語活動を勉強した蓄積がある小学校 5 年生が英語の授業を受けることができるよう、万全の対応をしてまいりたいと考えております。

次に、プログラミング教育についてでございますが、新学習指導要領では、人工知能がさまざまな判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化される時代の中で、子どもたちが自信を持って自分の人生を切り拓き、より良い社会をつくり上げていくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育んでいくことが求められているところでございます。

この資質・能力には、従来の読解力、論理的思考力、創造性、問題解決能力に加え、情報活用能力と、コンピュータを動かすための能力が重要であることから、新学習指導要領において、小学校でのプログラミング教育が必修化されたところでございます。

小学校におけるプログラミング教育では、具体として、小学校の理科の授業において、電気製品にはパソコンプログラムが活用され動作していることに気付かせる授業、音楽では、ICT 機器を活用して、音の高さや長さをプログラミングして音楽をつくる授業、各

教科の中で情報活用能力を育むこと、中学校では、技術科においてプログラミングに関する内容が倍増し、ネットワークを利用した双方向性のあるプログラミングについて学習することになっております。

いずれにいたしましても、プログラミング教育は、従来より学校教育ですべての教科の基盤として長年重視されてきた言語能力や思考力などの教科の目的をしっかりと達成した授業の中で、児童生徒の負担に配慮しつつ、時期を得て行う教育でありますことから、教育委員会といたしましては、新学習指導要領のもとで、各学校が各教科の授業実数や教育課程が適切に実施されているか確認するとともに、各種指導訪問や校長会等で適切に実施するよう十分に指導してまいりたいと考えております。

次に、教職員の資質向上についてでございますが、北海道教育委員会が昨年12月に示しました北海道の教員育成指標においては、ICTの急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展の中で、新しい時代の新しい教育に対応できるよう、学習指導要領の趣旨を実現するための教員の資質・能力の向上に向けた環境を整えることが不可欠・急務だとされております。

このため、北海道教育委員会では、教員研修として、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、教員免許更新時の研修などの悉皆研修と、教科等や喫緊の教育課題に関して、専門的知識・技能を習得させるためのICT活用研修や小学校英語指導力向上研修などの選択研修を行っているところでございます。

また、小学校英語については、英検の取得

を奨励し、受講料の一部を補助する制度を設けているところでございます。

教育委員会といたしましても、外国語・英語やICT、プログラミング教育の重要性を踏まえ、今年度より、各学校から選出された教員で構成される教育課程検討委員会を立ち上げ、これら検討委員会の取り組みや、研修等による自己研さんを通じて、教職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツコミッションについてでございますが、スポーツコミッションとは、地方自治体、スポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となり、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズム、市外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会やイベントの開催、プロチームや大学などのスポーツ合宿やキャンプの誘致などによる地域活性化に取り組む組織であります。

本市では現在、株式会社スポーツビジネス研究所とスポーツ合宿誘致等アドバイザー契約を締結し、スポーツ合宿の誘致策やスポーツツーリズムの構築に向けた助言を受け、取り組んできており、その方策の1つとして、全国的にクライミングの競技人口が増加傾向にあることを踏まえ、体育センターに設置しているリード壁、ボルダリング壁を本市が有する特色あるコンテンツとして位置づけ、さまざまな機会を通じてPRを行っているところでございます。

また、昨年2月には、アドバイザーの人脈を活用し、一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構の会長を招き、本市において、スポーツツーリズムによるまちづくりをテーマにシンポジウムを開催し、スポーツを核と

したまちづくりと、それに必要な組織のあり方についてご意見をいただいたところでございます。

また、昨年11月に、本市で開催されているウインターゴルフが、スポーツ文化ツーリズムアワード2017 チャレンジ賞を受賞したことを契機に、本年1月末にフォローアップミーティングが開催され、改めてスポーツによるまちづくりの必要性について、参加者から意見をいただいたところでございます。

教育委員会といたしましては、スポーツを切り口としたこれら取り組みの推進が、交流人口の増加につながるものと期待されることから、今後におきましては、現在、検討が進められているDMOの関係性も含め、どのような組織のあり方が望ましいのか等々、スポーツコミッションの基本的な方向性について、本年締結したアドバイザー契約の中でまとめてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 松山議員に確認いたします。

再質問はございますか。

●3番松山教宗議員 はい。

●議長小関勝教君 一般質問中ですけれども、松山議員の再質問は、午後からといたしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松山議員の再質問から入ります。

3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員 それでは、自席より4点再質問いたします。

まず1点目は、都市計画マスタープランの一部改正についてであります。本市の基幹産業である農業の確保と保全に努めるため、都市計画における用途地域を縮小するとのご答弁でありましたが、用途地域内の農地については、かつては工業団地の企業誘致が進んだ際に、これと関連するさまざまな施設が国道12号沿線に立地することを想定し、用途地域を指定したものと受け止めておりますが、仮にこのままの状態にしておくことによって、どのような課題が今現在生じているのか。

そして、用途地域を縮小することにより、なぜ本市にとって必要な農地の確保及びその保全へとつながっていくことになるのかについて市長にお伺いします。

2点目は、本市においては、新しい時代の新しい学校づくりに向けて、どのような学校規模や学校数が適正となるのか、早い段階で見極めることが今後必要であろうかと思えます。

そのために、現状や児童生徒数の見通し、国の動きなどを踏まえ、整理する必要があります。これらを総合的に勘案し進められると思いますが、その過程の1つとして、小中の連携や小中一貫教育などの考え方についてはあるのでしょうか。

近隣地域では、空知管内ですと沼田町で、道内各市町村ではモデル地区として、小中一貫校等が進められているようです。

そこで、将来の新しい学校像である小中連携、一貫教育についての考え方について、教

育長の見解を伺います。

3点目は、ICT機器の整備状況についてであります。現在は情報化社会であり、近年、急速にインターネット、パソコン、スマホなどが普及し、これから高度情報化社会と急激に進む傾向にあります。その背景として、2025年問題や2045年問題といわれる人口知能、AIの急速な発達やその活用、また、その対応の能力向上など、今までにない社会環境へと移り変わる流れがあります。それらに対応することが重要視されており、来たるべく未来へ、子どもたちがより情報化社会に対応できる活用能力の向上など、教育環境が必要であると考えられます。その対応でもICT機器の整備について、先ほどステージ2を目指すご答弁がありました。が、とても重要なことであろうと思います。

その中で、砂川市では、もう既にタブレットを導入するなど、教育の場において進められているという状況を聞き及んでおりますが、それを含めて、その他近隣自治体の状況はどのようなになっているのか。

また、それを踏まえ、今後、本市の具体的な取り組みについて教育長に伺いと思います。

4点目は、グローバル化社会に向けての新しい時代の外国語英語についてであります。新学習指導要領がよくても、大切なのは、現実的に教えていく教職員であります。その資質向上や体制の向上人員増なども含め、考えなければならないと思います。

そこで、具体的な指導方法などについて、伺いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 松山議員の質問にお答え

いたします。

用途地域の縮小についてであります。用途地域内の農地につきましては、現状が農地であったとしても、将来、宅地へと移行させるべき区域と示されているため、国の農業上の多くの支援策を受けることができない状況となっているところであります。

このため、用途地域の縮小と並行して、農用地区域へ編入することにより、団体営の基盤整備事業や多面的機能支払交付金事業などに取り組むことができる対象地域となることから、優良な農地の確保及び保全へとつながっていくものと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 松山議員の質問にお答えします。

初めに、小中連携、一貫教育についてでございます。昨年来、本市では、少子化の進行により小規模校の統廃合を進めているところでございます。

今後も少子化が進み、児童生徒数の減少が見込まれますことから、教育委員会といたしましては、今後どのような学校規模、学校数が適正となるのか、庁内組織や教育委員会等で、十分協議していかなければならないものと考えております。

あわせまして、4-3-2制や5-4制といった、柔軟な学年段階の区切りの設定など、9年間を見通した系統的な教育課程の編成や、中1ギャップの未然防止が期待される小中連携、一貫教育の導入につきましても、将来、美唄の子どもたちにとって、どのような意義を持つのか、保護者や地域住民との話し合い

を通じて、理解を求めることが必要であるものと考えています。

また、この小中一貫教育には、学習指導要領に定められております内容事項が、教育課程全体を通じて、適切に取り扱われているか等に配慮しながら、必要な検討を行うことが求められていることから、校長や教職員に対しましても、取り組みへの意識が共有されるよう説明や協議等を行うことが重要であると考えております。

次に、他の近隣自治体の I C T機器の整備状況についてでございますが、本年 3 月に本市が空知管内全市町に向けて、I C T機器の整備状況をアンケート調査した結果から、タブレットの整備につきましては、市では 9 市のうち 6 市が全部または一部の学校で導入していると回答しており、町では 14 町のうち 7 町が全部または一部の学校で導入しているとの回答を得たところでございますが、例えば、全部または一部の学校が導入と回答した自治体において、文部科学省が示す普通教室の I C T環境整備のステップイメージで示されますレベル 1 からレベル 4 のどの段階の整備・導入であるのかにつきましては、このアンケートの回答では把握できなかったところでございます。

いずれにいたしましても、I C T機器を活用した教育課程の実施は、次期学習指導要領の柱となっており、また、本年 3 月に示した北海道教育委員会が策定しました教職員の働き方改革北海道アクション・プランにおきましても、平成 32 年度までに I C T機器導入による授業改善について示されていますことから、各自治体とも、順次、I C Tの整備を進

めていくものと判断しております。

次に、本市の I C T機器整備の具体的な進め方についてでございますが、新学習指導要領では、普通教室における I C T環境整備の目標として、普通教室に常設のデスクトップパソコン 1 台、児童生徒に 1 人 1 台のタブレット、大型電子黒板の常設、校地内接続可能で、大容量の Wi-Fi 環境を最大のレベル 4 としておりますが、教育委員会といたしましては、新学習指導要領の移行期間となる平成 31 年度には小学校、32 年度には中学校と段階を踏んで、2 年間の中で、各学校に従来のパソコン教室のように学級全員で使えるタブレットの数、大型電子黒板のフロアごとの設置、校地内接続可能な大容量の Wi-Fi 環境を整備しなければならないものと考えております。

次に、外国語・英語教育の指導方法についてでございますが、教育委員会では、平成 28 年度より、外国語指導助手、いわゆるアクティブ・ランニング・ティーチャー、A L T を 2 名体制にして、市内小学校 5 年生から中学校 3 年生まで、すべての学級の外国語・英語の授業において教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える授業を行っているところでございますが、平成 32 年度より、新学習指導要領が本格実施されますと、小学校 3 年生から 6 年生まで、外国語授業が年間 35 単位時間ずつ増えることとなりますが、時数増加に対応するために、外国語指導助手（A L T）を増員することは難しいものと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、その対応策として、教員に対しましては、I C Tを活用した授業改善に取り組むとともに、

2名のALTにおいても、従来のスタイルからICTを意識した指導スタイルに改善するよう指導してまいりたいと考えております。

なお、道内大学が開発したネット利用型学習システムソフトでありますeラーニングにつきましては、北海道教育委員会におきましても、その活用を推奨しており、道内では、石狩振興局の千歳市をはじめとした多くの学校において、特に英語の家庭学習用として活用しているほか、滝川市では本年度、学校の英語授業に取り入れ、教員や児童生徒の英語力アップを目指していることから、本市におきましても、教員の英語指導力や児童生徒の英語の理解度を高めるため、eラーニングの活用について検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員 最後に、改めて1点だけ再々質問させていきたいと思います。

まず、都市計画マスタープランの一部改正についてであります。ご答弁の中で、特に本市の農業の実態を考えた場合、高齢化や担い手不足、加えて、国際的にはTPPへの算入など、さまざまな諸問題を抱えている現状にあります。

このような現状を踏まえ、本市における農業にとって、将来的に優良な農地を確保する取り組みにつきましては、大変意味があるものだと考えます。

よって、このたびの都市計画マスタープランの一部改正につきまして、速やかに実施されることとありますが、その場合、今後、茶志内地区の用途地域縮小に向けた取り組みについて、どのような手続きを行っていくの

か、そしてその結果、いつごろ用途地域の縮小が完了するかについて、再度お伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 松山議員の質問にお答えいたします。

今後の茶志内地区の用途地域縮小に向けた取り組みについてでございますけれども、茶志内地区の用途地域縮小に向けた取り組みにつきましては、北海道との協議が必要なことから、現在、調整を行っており、平成32年2月に申請を行う予定となっております。

また、用途地域の縮小決定につきましては、平成32年10月を予定しているところでございます。

●議長小関勝教君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 1 3 分 散会

